

## 台風等異常気象時における児童の安全確保について（お知らせ）

気象庁による新しい防災気象情報が5月下旬から運用予定であることから、岡崎市教育委員会の指示を受け、下記のとおり対応していくことをお知らせします。

### 記

#### 1 台風等異常気象時の対応

##### (1) 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

###### ○児童の登校する以前に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

ア 午前6時までに解除された場合は、平常どおり始業する。

イ 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業する。

・その際、通常の集合時間の5時間後に集合して、通学班登校をする。

例：通常7：10集合の班は、12：10に集合

通常7：35集合の班は、12：35に集合

ウ 午後11時以降、警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

エ 上記ア、イの場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当児童を自宅待機とし登校させないこともできる。

☆保護者が児童を登校させないと判断した場合、その理由をオンライン欠席連絡でご連絡ください。例：自宅前の道路が冠水しているので、自宅待機  
☆その際、通学班で取り残されてしまう児童がいないように、ご配慮ください。

###### ○児童の登校後に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

★岡小メール、ホームページで確認

ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童を安全に帰宅させうると判断したときは、授業を中止して速やかに帰宅させる。

イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、該当児童の安全を校内において確保する。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

##### (2) 「特別警報」が発表された場合

###### ○児童の登校する以前に岡崎市に特別警報が発表されている場合

ア 児童を登校させない。

イ 特別警報解除後も、学校は災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童が安全に登校できると判断できるまでは、登校しない。

###### ○児童の登校後に岡崎市に特別警報が発表された場合

ア 児童の生命及び安全を確保するため、学校留め置きとする。また、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集を行う。

イ 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

(3) 防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮」が発表された場合

種類	児童の登校する前	児童の登校後
レベル5 「特別警報」	自宅待機	学校留め置き 校内の高い場所または崖から離れた場所 に移動
レベル4 「危険警報」	自宅待機	学校留め置き 校外の避難場所への異動 保護者への引き渡し等
レベル3 「警報」	平常授業	平常授業
レベル2 「注意報」	平常授業	平常授業

(4) その他

- 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」等が発表されていないが、大雨等により土砂災害、河川氾濫など、児童の安全確保に困難が予想される場合

★岡小メール、ホームページで連絡

- ア 校長は、学校周辺の災害状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定する。
- イ 校長は、児童が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合は、該当児童を自宅待機とし登校させない。
- ウ 校長は、学校周辺及び児童が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、該当児童を校内待機とし下校させない。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。
- エ 上記ア、イ以外の場合でも、児童が居住する地域の災害状況等により、保護者の判断で登校を見合わせることもできる。

☆保護者が児童に登校させないと判断した場合、その理由と児童の居所をオンライン欠席連絡でご連絡ください。例：自宅裏の河川が氾濫しそうなので、祖母宅に避難  
☆その際、通学班で取り残されてしまう児童がいないように、ご配慮ください。

★学校から家庭への連絡は、岡小メールやホームページで行います  
混乱を避けるため、家庭から学校へ問い合わせの電話をせずに、そちらでご確認ください。  
★悪天候の際は携帯電話を身近に置き、岡小メールを気にしていただくようお願いいたします。